

創業関連保証（再挑戦支援保証）の改正

当協会では産業競争力強化法の施行に伴い、創業関連保証（再挑戦支援保証）を次のとおり改正しましたので、ご活用ください。

創業関連保証（再挑戦支援保証）（改正日：平成 26 年 1 月 20 日）

〔要件等の拡充〕

対象者及び対象資金	<p>次のいずれかの要件に該当する創業者または新規中小企業者</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内（支援創業関連保証※に該当する場合は6 か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2 月以内（支援創業関連保証※に該当する場合は6 か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していない方</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない方</p> <p><u>(5) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</u></p> <p><u>(6) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの</u></p> <p>◇再挑戦支援保証の対象者は(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかに該当する方が対象となります。</p> <p>①過去 5 年以内に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する方</p> <p>②過去 5 年以内に経営の状況の悪化により解散した会社の解散日において、会社の業務を執行する役員であった方</p>
資金使途	創業により行う事業の実施のため必要となる運転資金および設備資金
保証限度額	1,000万円 ◇創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して1,000万円 (支援創業関連保証※に該当する場合は1,500万円)
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.80%
担保・保証人	【担保】不要 【保証人】原則として法人代表者以外の保証人は不要

※ 支援創業関連保証とは、創業関連保証の一類型で、創業支援保証の対象者に該当する者のうち、認定特定創業支援事業（創業支援事業計画の認定を受けた市町村または創業支援事業者が創業希望者等に対して行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が全て身につく事業）による創業支援を受けた創業者を対象としている保証